

## 乳児健康診査実施要領

### 1 目的

乳児期は、心身の成長、発達が急速に進む時期であり、その後の健全な成長に重要な意義を持つ時期であるため、適切な月齢を選んで健康診査を実施することにより疾病を早期に発見し、早期治療につなげるとともに、健全な成長を促すために個々の乳児の特性に応じた適切な指導を行うことを目的とする。

### 2 健康診査の種類

一般健康診査とする。

### 3 健康診査名、対象者および周知方法

- (1) 4か月児健康診査 4か月以上6か月未満の児 個別通知
- (2) 10か月児健康診査 10か月以上12か月未満の児 個別通知

### 4 従事者

小児科医師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士および事務職員

### 5 事後措置

- (1) 受診者の保護者に対し、健康診査の結果を通知するとともに、必要に応じ適切な指導を行う。
- (2) 健康診査の結果、異常が認められた場合は、診断を確認するため専門機関への受診を勧め、精密健康診査を受けさせ、手続等についてもあわせて指導し、事後措置の徹底を図る。
- (3) 引き続き指導が必要な場合には、経過観察健診および保健師による訪問指導を実施する。

### 6 健康診査の流れ

#### (1) 4か月児健康診査

受付→問診→計測→診察→保健指導→栄養相談・指導

#### (2) 10か月児健康診査

受付→問診→歯科相談・指導→計測→診察→保健指導→栄養相談・指導

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。